

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表

改 正 後	現 行
農業経営基盤の強化の促進に関する 基 本 的 な 構 想 <u>平成28年9月</u> 加 茂 郡 八 百 津 町	農業経営基盤の強化の促進に関する 基 本 的 な 構 想 <u>平成26年9月</u> 加 茂 郡 八 百 津 町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現状

八百津町は木曽川と飛騨川の合流部に広がる海拔1 2 0 m前後の盆地平野と、木曽山系に連なる海拔4 0 0 ～6 0 0 mの高原地域からなり、農地は平坦部では木曽川の河岸段丘にまとまっているが、山間部では点在する集落の周辺にあり、集落から離れた農地は遊休化が進んでいる。

八百津町は農業経営基盤の強化の促進にあたり、豊富な水と緑あふれる自然に恵まれた環境の保全に留意しつつ他産業との均衡ある発展を基本に、効率的かつ安定的な経営と管理ができる高度な経営能力をもった企業的な個別経営体あるいは組織経営体を育成し、零細な専業農家及び兼業農家との連携の下に地域の農業経営の安定と有効な土地利用を推進する。一方、農林産物の生産から販売を通じ地域消費者をはじめ近郊都市消費者との交流を促進するとともに、農業、林業、商工業の調和のとれた発展を図る。

2 農業構造

八百津町の農業構造については、過去においては雨林業を主体としてきたが昭和4 0 年代の高度経済成長などによる急激な社会構造の変化に伴い、他産業との所得格差や他産業への就業機会の拡大により農業就業者数は減少し、現在では男子生産年齢人口のいる専業農家は4戸と少ない。農業就業者の高齢化、婦女子化、後継者不足により労働力が脆弱化し、しかも農業経営の小さい農家でも一連の農業機械への設備投資が過剰にまでされ、非常に効率の低い農業経営になっている。

3 具体的な指標

八百津町は、このような地域の農業構造の現状を踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね1 0 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、他産業従事者の労働実態や優良な農業経営の事例をふまえ、効率的かつ安定的な農業経営体の所得水準及び労働時間の目標を以下のとおりとする。

年間総労働時間	主たる農業従事者1 人あたり1， 6 0 0 時間から2， 0 0 0 時間
年間農業所得	主たる農業従事者1 人あたり4 0 0 万円から5 0 0 万円

4 農業経営への具体的な支援

八百津町は、将来の八百津町農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者及び農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、八百津町は、隣接する地域の市町村とともに、農業協同組合、農業委員会、県農林事務所等が濃密な指導を行うため、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会のもとで、十分なる相互の連携をし、 集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現状

八百津町は木曽川と飛騨川の合流部に広がる海拔1 2 0 m前後の盆地平野と、木曽山系に連なる海拔4 0 0 ～6 0 0 mの高原地域からなり、農地は平坦部では木曽川の河岸段丘にまとまっているが、山間部では点在する集落の周辺にあり、集落から離れた農地は遊休化が進んでいる。

八百津町は農業経営基盤の強化の促進にあたり、豊富な水と緑あふれる自然に恵まれた環境の保全に留意しつつ他産業との均衡ある発展を基本に、効率的かつ安定的な経営と管理ができる高度な経営能力をもった企業的な個別経営体あるいは組織経営体を育成し、零細な専業農家及び兼業農家との連携の下に地域の農業経営の安定と有効な土地利用を推進する。一方、農林産物の生産から販売を通じ地域消費者をはじめ近郊都市消費者との交流を促進するとともに、農業、林業、商工業の調和のとれた発展を図る。

2 農業構造

八百津町の農業構造については、過去においては雨林業を主体としてきたが昭和4 0 年代の高度経済成長などによる急激な社会構造の変化に伴い、他産業との所得格差や他産業への就業機会の拡大により農業就業者数は減少し、現在では男子生産年齢人口のいる専業農家は18戸と少ない。農業就業者の高齢化、婦女子化、後継者不足により労働力が脆弱化し、しかも農業経営の小さい農家でも一連の農業機械への設備投資が過剰にまでされ、非常に効率の低い農業経営になっている。

3 具体的な指標

八百津町は、このような地域の農業構造の現状を踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね1 0 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、他産業従事者の労働実態や優良な農業経営の事例をふまえ、効率的かつ安定的な農業経営体の所得水準及び労働時間の目標を以下のとおりとする。

年間総労働時間	主たる農業従事者1 人あたり1， 6 0 0 時間から2， 0 0 0 時間
年間農業所得	主たる農業従事者1 人あたり4 0 0 万円から5 0 0 万円

4 農業経営への具体的な支援

八百津町は、将来の八百津町農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者及び農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、八百津町は、隣接する地域の市町村とともに、農業協同組合、農業委員会、県農林事務所等が濃密な指導を行うため、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会のもとで、十分なる相互の連携をし、 集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家

に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

八百津町では、農用地が平坦部においては市街地近郊であること、土地価格が比較的安いこと等から農地の住宅などへの転用が進みつつある。平成10年に農業振興地域整備計画の抜本的な見直しが行われ、将来とも優良農地として農業生産の目的に使われる農地と農地以外に利用できる土地とに明確に区分されており、この農振計画に沿って将来とも優良農地を確保し、生産性の高い農業が展開されるよう関係機関が一体となって指導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化て、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、農地利用集積円滑化事業による面的にまとまった形での貸し付ける等の活動については、農業委員会と連携・調整を図りつつ実施する。これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全町的に展開して集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るなど、積極的な遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて地域での話し合いと合意形成を促進し農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落農業の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農林事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化を推進するとともに、担い手の経営発展や安定化を図るため、経営体の規模や意向に応じ、新規品目の導入や6次産業化による経営の多角化等、農業者の多様な取組を支援する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に

に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

八百津町では、農用地が平坦部においては市街地近郊であること、土地価格が比較的安いこと等から農地の住宅などへの転用が進みつつある。平成10年に農業振興地域整備計画の抜本的な見直しが行われ、将来とも優良農地として農業生産の目的に使われる農地と農地以外に利用できる土地とに明確に区分されており、この農振計画に沿って将来とも優良農地を確保し、生産性の高い農業が展開されるよう関係機関が一体となって指導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化て、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、農地利用集積円滑化事業による面的にまとまった形での貸し付ける等の活動については、農業委員会と連携・調整を図りつつ実施する。これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全町的に展開して集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るなど、積極的な遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて地域での話し合いと合意形成を促進し農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落農業の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農林事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化を推進するとともに、担い手の経営発展や安定化を図るため、経営体の規模や意向に応じ、新規品目の導入や6次産業化による経営の多角化等、農業者の多様な取組を支援する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に

に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけも持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、山間部においては、農業従事者の高齢化、若年層の離農による遊休農地が急増する中で、既存の営農組合等の経営改善と担い手の掘り起こしを進めるとともに、農業者に対し農地の流動化並びに農作業受委託についての啓発を図るものとする。

なお、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

農地の保全管理と集落機能を維持するため、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会が主体となり農家の大部分を占める兼業農家に、農地の貸し出しや管理労力提供者として地域の農業集団に積極的に参加するよう働きかけ、相互に理解と協調のできる地域農業の実現を図る。農業従事者の高齢化、婦女子化に対しては、高齢者組織の育成や女性農業者組織の活動強化を図り、高齢者、女性の労力を生かした特産野菜の導入、加工技術の指導を推進し、豊かで生きがいを感じられるような農業の指導援助に努める。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし八百津町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 支援体制

八百津町は、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会のもとで連携し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、ぎふクリーン農業の取り組みをはじめ、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の重点的指導を行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

八百津町では、平成27年までの新規就農者は2人であり、それまでの近年新たに農業経営を営もうとする青年等の定住がないのが現状である。農地の遊休化や農業者等の高齢化が進む中、農地の有効利用や農作物等生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

そのような現状を踏まえ、八百津町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、新たに

に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけも持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、山間部においては、農業従事者の高齢化、若年層の離農による遊休農地が急増する中で、既存の営農組合等の経営改善と担い手の掘り起こしを進めるとともに、農業者に対し農地の流動化並びに農作業受委託についての啓発を図るものとする。

なお、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

農地の保全管理と集落機能を維持するため、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会が主体となり農家の大部分を占める兼業農家に、農地の貸し出しや管理労力提供者として地域の農業集団に積極的に参加するよう働きかけ、相互に理解と協調のできる地域農業の実現を図る。農業従事者の高齢化、婦女子化に対しては、高齢者組織の育成や女性農業者組織の活動強化を図り、高齢者、女性の労力を生かした特産野菜の導入、加工技術の指導を推進し、豊かで生きがいを感じられるような農業の指導援助に努める。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし八百津町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 支援体制

八百津町は、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会のもとで連携し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、ぎふクリーン農業の取り組みをはじめ、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の重点的指導を行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

八百津町では、平成26年の新規就農者は1人であり、それまでの近年新たに農業経営を営もうとする青年等の定住がないのが現状である。農地の遊休化や農業者等の高齢化が進む中、農地の有効利用や農作物等生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

そのような現状を踏まえ、八百津町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、新たに

農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新規就農者を含む新たな担い手の確保目標は、国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間１万人から２万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や岐阜県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という）に掲げられた平成２８年度から平成３２年度までの５年間で新規就農者を含む新たな担い手の確保目標２，０００人とすることを踏まえ、八百津町においては年間２人以上とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標については、八百津町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（農業従事者１人あたりの１，６００時間から２，０００時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の目的のおおむね４割以上の農業所得）を目標とする。

そのため就農希望者に対し、農地については農業委員会や農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）による紹介、技術・経営面については県農林事務所、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域 の中心的な農業経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第２ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

略

第２の２ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべきな農業経営の指標

第１に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に八百津町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、八百津町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

１ 標準的青年モデル営農類型型
＜平坦地域＞

営農類型	従事者数		経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		
水田農業 （個別経営体）	１人	２人	12.5ha 水稲 0.3ha 作業受託 12.2ha	トラクター 自脱型コンバイン 乗用田植機 ロータリーシーダー トラック

農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新規就農者を含む新たな担い手の確保目標は、国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間１万人から２万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や岐阜県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という）に掲げられた平成２６年度から平成２８年度までの３年間で新規就農者を含む新たな担い手の確保目標１，０００人とすることを踏まえ、八百津町においては年間２人以上とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標については、八百津町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（農業従事者１人あたりの１，６００時間から２，０００時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の目的のおおむね４割以上の農業所得）を目標とする。

そのため就農希望者に対し、農地については農業委員会や農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）による紹介、技術・経営面については県農林事務所、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域 の中心的な農業経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第２ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

略

第２の２ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべきな農業経営の指標

第１に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に八百津町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、八百津町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

１ 標準的青年モデル営農型
＜平坦地域＞

営農類型	従事者数		経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		
水田農業 （個別経営体）	１人	２人	12.5ha 水稲 0.3ha 作業受託 12.2ha	トラクター 自脱型コンバイン 乗用田植機 ロータリーシーダー トラック

栗	1 人	1 人	1.5ha	トラクター 動力噴霧器 運搬車
水稻＋野菜	1 人	1 人	3.3ha 水稻 3.0ha 野菜類 0.3ha	トラクター 乗用田植機 自脱型コンバイン 軽トラック 真空播種機 土壌消毒機 動力噴霧器 収穫機

営農類型			経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		
水田農業 （個別経営体）	1 人	1 人	5ha 水稻 5ha 他に作業委託 5ha	トラクター 乗用田植機 自脱型コンバイン
水稻＋野菜	1 人	1 人	2.3ha 水稻 2.0ha 野菜類 0.3ha 他に作業委託 20ha	トラクター 乗用田植機 軽トラック 真空播種機 土壌消毒機 動力噴霧器 収穫機
茶＋水稻	1 人	1 人	3.5ha 茶 1.5ha 水稻 2.0ha	乗用型摘採機 管理機 裾刈機 中耕機 刈払機 防霜ファン

＜ 中山
間地域＞

栗	1 人	1 人	1.5ha	トラクター 動力噴霧器 運搬車
水稻＋野菜	1 人	1 人	3.3ha 水稻 3.0ha 野菜類 0.3ha	トラクター 乗用田植機 自脱型コンバイン 軽トラック 真空播種機 土壌消毒機 動力噴霧器 収穫機

営農類型			経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		
水田農業 （個別経営体）	1 人	1 人	5ha 水稻 5ha 他に作業委託 5ha	トラクター 乗用田植機 自脱型コンバイン
水稻＋野菜	1 人	1 人	2.3ha 水稻 2.0ha 野菜類 0.3ha 他に作業委託 20ha	トラクター 乗用田植機 軽トラック 真空播種機 土壌消毒機 動力噴霧器 収穫機
茶＋水稻	1 人	1 人	3.5ha 茶 1.5ha 水稻 2.0ha	乗用型摘採機 管理機 裾刈機 中耕機 刈払機 防霜ファン

＜ 中山間
地域＞

				肥料散布器 水田農業機械一式
<u>エゴマ</u> <u>雑穀</u>	<u>1人</u>	<u>1人</u>	<u>0.48ha</u> <u>エゴマ</u> <u>0.4ha</u> <u>雑穀</u> <u>0.08ha</u>	<u>刈払機</u> <u>軽トラック</u> <u>バインダー</u> <u>精米機</u>

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農用地の利用の集積については、将来の地域の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する利用集積率目標	
現在（ <u>平成27年</u> ）	目標（平成35年）
4％	62％

2 略

3 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者の状況等に応じ、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利

				肥料散布器 水田農業機械一式
--	--	--	--	-------------------

2 経営管理の方法

効率的かつ安定的な経営を育成するため、規模拡大による収入の増加だけでなく、コスト管理を徹底し経費の節減を図るなど、経営管理の合理化を進める。

そのために、複式簿記の利用やパソコンの導入など、経営管理方法の改善を図り、数値に基づいた経営分析・診断を行うことで、経営の効率化や生産性の向上を推進する。

また、優遇税制や各種助成制度を活用し所得向上が進められるよう、関係機関との連携を図り情報提供等の支援を行う。

一方で、資金調達力、販売面での信頼性、税制上の有利性、経営の円滑な継承、新規就農者の受け皿等の利点を有する農業経営の法人化を推進し、経営と家計の分離や分業化・組織体制の強化を図る。

3 農業従事の態様等

法人経営においては雇用導入の促進のため、就業規則の作成、休日制・給料制の実施、社会保険制度への加入など福利厚生制度の普及に努める。

個別経営においては、家族経営協定の締結に基づく休日制や給料制の導入、農業者年金の加入等による福利厚生の上を推進するとともに、農繁期におけるパートの雇用やヘルパー制度の活用による労力確保や労働時間の短縮を図る。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農用地の利用の集積については、将来の地域の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積率目標	
<u>平成25年</u>	平成35年
4％	62％

2 略

3 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者の状況等に応じ、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利

用集積の取組を促進する。

その際、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

(1) 平坦な西部地区では多面的機能支援対策により農地や用水路などの生産資源の保全活動に努めつつ、機械化組織による農作業の共同化を進め集团的な土地利用の体制整備・生産規模の拡大を図るとともに、担い手への利用集積を進める。

(2) 略

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

八百津町は、「基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、八百津町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行、離農、規模縮小による遊休農地の増大などの特徴を十分に踏まえ、以下の方針に従って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

八百津町は、農業経営基盤促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、本町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、画的な集積が図られるよう努めるものとする。

ア 略

イ 平坦地域においては、農業協同組合を母体とする水稻の育苗から乾燥調整までを行う効率的な農作業受託組織の育成

ウ 略

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① ア (ア) ～ (ウ) 略
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

ア (オ) 略

イ、ウ 略

用集積の取組を促進する。

その際、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

(1) 平坦な西部地区では多面的機能支援対策により農地や用水路などの生産資源の保全活動に努めつつ、機械化組織による農作業の共同化を進め集团的な土地利用の体制整備・生産規模の拡大を図るとともに、担い手への利用集積を進める。

(2) 略

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

八百津町は、「基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、八百津町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行、離農、規模縮小による遊休農地の増大などの特徴を十分に踏まえ、以下の方針に従って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

八百津町は、農業経営基盤促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、本町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、画的な集積が図られるよう努めるものとする。

ア 略

イ 平坦地域においては、農業協同組合を母体とする水稻の育苗から乾燥調整までを行う効率的な農作業受託組織の育成

ウ 略

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) ①～② 略

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権設定を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項第1号ロに規定する農地利用集積円滑化事業及び農業

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人）にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 略

④ 利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）（以下、政令という。）第６条で定める者は除く）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア～ウ 略

⑤農地所有適格法人 の組合員又は社員（農地法第２条第３項第２号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人 に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人 に利用権の設定等を行い、かつ、これらの二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ 略

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第１０条第２項に規定する事業を行う農業協同組合及び同法第７２条の８第１項第２号の事業を併せて行う 農地所有適格法人 である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（２） 略

（３） 略

（４） 略

（５） 略

（６）～（１４） 略

構造の改善に資するための事業を行う農地利用集積化円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成１４年法律第１２７号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地利用集積化円滑化団体又は農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該業務又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）（以下、政令という。）第６条で定める者は除く）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）のすべてを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められること。

イ～ウ 略

⑤～⑦ 略

（２） 略

（３）開発を伴う場合の措置

① 八百津町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省局長通知。以下「基本要綱」という。）別紙第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる

② 略

（４） 略

（５）要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、八百津町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる

② 八百津町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又は第８９条の２第１項の関知計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱様式第８号に定める様式により農用地利用集積計画に定める旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱様式第８号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることがで

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項
略

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
(1) ～ (8) 略

きる。

④ 八百津町の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、基本要綱様式第 8 号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤ 略

(6) ～ (11) 略

(12) 農業委員会への報告

八百津町は、解除条件付の貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第 16 条の 2)があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 略

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

①～④ 略

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用を図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 削除

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項
略

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) ～ (4) 略

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款及び規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件に備えるものは、基本要綱第 4 号認定申請書を八百津町に提出して、農地利用規程について八百津町の認定を受けることができる。

②～④ 略

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地

- 4

農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

本文略
- 5

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本文略
- 6

その他農業経営基盤促進事業実施に関し必要な事項

本文略

利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ②～④

略
- (7)

略
- (8)

農用地利用改善事業の指導、援助

①

略

②

八百津町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、関係団体との連携を図りつつ、これらの機関・団体と協力一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4

農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

本文略

5

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本文略

6

その他農業経営基盤促進事業実施に関し必要な事項

(1)

農業経営基盤の強化を推進するために必要なその他の関連施策との連携

①～③

略

④

八百津町は、農家の減少、高齢化が進行する現況下、農業構造の確立とあわせ、木曾となる農地・農業用施設の適切な保全管理が重要と考えるため、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金を活用し、農地・農業用施設の保全管理を促進する。

(2)

推進体制等

①

事業推進体制等

略

②

農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、八百津町はこのような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する事項

本文 略

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

県農林事務所、農業協同組合、青年農業者等育成センター（一般社団法人岐阜県農畜産公社）等各関係機関等と連携しながら、就農相談を積極的に開催し、就農希望者に対し、町内の就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関等と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

八百津町が主体となって、県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、青年農業者等育成センター等と連携・協力して、農業者に対して研修や営農指導等就農前後のフォローアップを行い共有しながら、定期的に巡回指導や面接を行うことにより、当該青年等の就農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、「人・農地プラン」の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために町内の外の農業者との交流の場を設けるとともに、地域コミュニティへの積極的な参加を促す。また、県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、青年農業者等育成センター等関係機関と連携して町内外の直売所等の情報を提供することで、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力向上に向けた支援

県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、青年農業者等育成センター等関係機関と連携して、販路のネットワークの交流や出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する「人・農地プラン」との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと導く。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

- 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項
- 本文 略
- 2 略
- 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施基準に関する事項
- (1) 農地利用集積円滑化事業規定の具体的な内容
- ①～④ 略
- ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、一般社団法人岐阜県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ 略
- (2) 農地利用集積円滑化事業規定の承認
- ① 略
- ② 八百津町は、申請された農地利用集積円滑化事業規定の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認を受けるものとする。
- ア～ウ 略
- エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適切かつ確実に実施すると認められるものであること。
- (ア) ～ (ウ) 略
- (エ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複するほかの農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、一般社団法人岐阜県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
- (オ) ～ (カ) 略
- ③～⑥ 略
- (3) ～ (10) 略

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

- 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項
- 八百津町においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的活用が困難な状況にある。また、今後 10 年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。
- このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を画的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。
- 農地利用集積円滑化団体は、こうした課題 を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組ができること、②地域産業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している。③ 農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。
- 2 略
- 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施基準に関する事項
- (1) 農地利用集積円滑化事業規定の具体的な内容
- 農地利用集積円滑化事業規定には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。
- ①～④ 略
- ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、岐阜県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ 略
- (2) 農地利用集積円滑化事業規定の承認
- ① 略
- ② 八百津町は、申請された農地利用集積円滑化事業規定の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認を受けるものとする。
- ア～ウ 略
- エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適切かつ確実に実施すると認められるものであること。
- (ア) ～ (ウ) 略
- (エ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複するほかの農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、岐阜県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
- (オ) ～ (カ) 略
- ③～⑥ 略

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成28年 9月13日から施行する。

(3) ～ (4) 略

(5) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業と連携の考え方

農地利用集積円滑化事業及び農地中間管理事業はともに、担い手への農地の集積・集約化を図る事業であることから、利用権の設定等を行おうとする者の希望や地域の状況、活用できる補助金制度等を勘案し、必要に応じて農地利用集積円滑化団体が農地中間管理機構と調整し、適切な事業を行うこととする。

(6) 略

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 略

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱別紙7第3の4に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする

③～⑤ 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は一般社団法人岐阜県農畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

以下 略

(2) ～ (3) 略

別紙2（第4の1（2）関係） 略

